

## 第128回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年11月9日(月)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員  
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員  
9番 仲本 悟委員 10番 伊塚 定弘委員 12番 大東 清彦委員 14番 森田 正敏委員  
15番 中本 公平委員 16番 足立 寛隆委員 17番 松林 貢委員(部会長)

欠 席 11番 泉 新一委員 13番 林原 成子委員

事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

イ 第36号 米子市農用地利用集積計画の決定について

ウ 第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時48分

議長（松林委員）

そうしましたら50分になりませんが、若干早いですけれども始めさせていただきます。現地調査ご苦労様でした。今日は紅葉狩りということでご案内がなっておりますので、この会議もスムーズに進行していただきまして、4時には終わりたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いします。

そういたしますと、第128回農地部会を開きます。議事録署名委員ですけれども、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号8番の大縄敬次委員と、議席番号9番の仲本悟委員でございます。また、本日の欠席は泉委員と林原委員でございます。

それでは審議に入らせていただきます。初めに、3ページの議案第35号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

4ページ、番号48の彦名町について、地元委員さんよりご説明をお願いいたします。

2番（田口委員）

それでは48番の議案について説明いたします。先ほど現地調査で見ていただいたとおり、申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は337㎡です。申請者は、家族3人で、市内の借家で生活していますが、将来のことを考えて、申請地に住宅の建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、彦名3区実行組合の排水同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号48について地元委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号49の古豊千について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（田邊委員）

49番の議案について説明します。先ほど見ていただきましたけど、3番目に見ていただいたところですが、申請者は議案のとおりです。申請地は古豊千の田で面積は247㎡です。申請者は伯耆町の借家で生活していますが、手狭になってきたこともあり、妻の実家の近くにある農地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、第2種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用につきましては問題ないと思われますので、ご審議のほど、どうかよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号49について地元委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

そういたしますと、ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号50ですが、私、地元でございますので説明をさせていただきます。

申請者は議案のとおりでございますが、申請地の田、面積は197㎡でございますが、見ていただきましたように、これ裏側から見ていただきまして進入路等前のほうにあります、農機具等の修理業をなされている方が工場の敷地が狭く、駐車場が少ないということで、今日、見ていただきましたところに、駐車場等を確保したいということでございまして、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われま。また、駐車場にすることで開発許可は不要であり、転用について問題はないと思われま。のでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいまご説明させていただきます、何かご質問等ございませんでしょうか。そういたしましたら挙手でお願ひしたいと思ひます。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号51の彦名町について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思ひます。

2番（田口委員）

51番の議案について説明します。これについても先ほど現地調査していただきました。申請地は議案のとおりで、彦名町の畑で面積は243㎡です。申請者は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものでございます。彦名1区実行組合の排水同意、土地改良区の同意もございませ。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われま。市街化調整区域の建築許可についても、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認してございませ。転用については問題ないと思われま。ので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいま番号51について地元委員さんより色々ご説明がありませましたが、これにつきまして何か質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そうしますと、ないようでございますので、異議のない方は挙手をお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、5ページ、議案第36号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が10件、所有権移転が1件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、8ページ番号11-1から11-3までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。まず始めに議案第36号につきまして、一部議案内容の訂正をお願いしたいと思います。14ページになります。14ページの所有権移転各筆明細というところがございますが、申請者の申し出によりまして対価が変更となりました。つきましては対価が31,311,100円となっているところを4,185,427円に修正をお願いします。よろしくをお願いいたします。

そういたしますと、利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は田に関するものが3筆18a、畑に関するものが18筆615aでございます。8ページ番号11-1から番号11-3は全て再設定でございます。設定後の経営面積は、11-1が275a、11-2が62a、11-3が101aとなります。番号11-1から番号11-3まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきましたが、これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、採決をしたいと思っておりますので、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、10ページ番号11-1から11ページ、番号11-7まで一括して審議いたします。そうしますと、これも事務局から説明いただきたいと思います。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。鳥取県農業農村担い手育成機構が行います、中間管理権の取得についてご説明します。10ページ番号11-1から11-2は、賃貸借により10年間、農地中間管理権を取得するものでございます。

番号11-3は、賃貸借により5年間、農地中間管理権を取得するものでございます。11ページ番号11-4から番号11-6は、賃貸借により10年間、農地中間管理権を取得するものでございます。番号11-7は、使用貸借により10年間、農地中間管理権を取得するものでございます。今月の農地中間管理権の取得面積は合計612aでございますが、農地全てに利用配分計画で説明いたしますが、借受予定者がおられます。

以上、番号11-1から番号11-7まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

そういたしますと、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

質問がないようですので、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手でございますので、異議なしと認め、決定とさせていただきます。

続きまして、所有権移転各筆明細について、14ページ番号11-1を審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。14ページ番号11-1は、有限会社橋本青果が社長の父親名義の農地で、今まで借りて耕作していた農地を売買により取得しようとするものでございます。取得後の経営面積は、910aとなります。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、11-1につきましてご説明いただきましたけど、何かこれにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そういたしますと、採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定とさせていただきます。

続きまして、16ページの議案第37号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。17ページ番号1から18ページ番号5について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。17ページ番号1から18ページ番号5につきましては、先ほど審議いただきました、今月鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得しようとする農地612a全てを農用地利用配分計画案により、借受希望者に貸し付けようとするものでございます。

それでは、利用配分計画の借受者選定理由について説明いたします。

番号1は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないために配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、1,032aでございます。

番号2は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、88aでございます。

番号3は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、61aでございます。

番号4は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、115aでございます。

18ページ番号5ですが、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、1,345aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からのご説明いただきましたけども、これにつきましてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

21ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号27の1件を受理しております。  
続きまして、22ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号44から23ページ番号50までの7件を受理しております。  
続きまして、24ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号59から番号60までの2件を受理しております。  
続きまして、25ページ、(4)非農地現況証明について、番号18から26ページ番号22までの5件を証明しています。  
続きまして、27ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2件を回答しております。  
続きまして、29ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号37から番号40までの4件を交付しています。  
続きまして、会長に農業会議の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(松林委員)

ありがとうございました。今、事務局のほうから何か連絡事項がありましたらよろしくをお願いします。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(松林委員)

そうしましたら最後にご意見等はございませんでしょうか。ないようですので、当初言いました今日のみみじ狩りということですので、以上をもちまして、第128回農地部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時50分